

名護市公営企業会計システム構築等委託業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する名護市公営企業会計システム構築等委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、名護市公共下水道事業における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用（以下「法適用」という。）に当たり、この事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するため、公営企業会計システム（以下「システム」という。）を新たに構築するものである。また、水道事業では、運用中の会計システムが更新期を迎えることから、事務の効率化及び適正化を図るため、併せてシステムの平成31年度以降の導入を検討する。

(本業務の範囲及び内容)

第3条 本業務の範囲は、企業会計事務を処理するために必要な業務とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) システムの構築及び附帯作業
- (2) 当該システムの操作を円滑に行うために必要な支援
- (3) システムの仮稼働

(準拠する法令、規程等)

第4条 本業務の実施に当たっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達（昭和27年自乙発第245号）
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (6) 地方財政法（昭和23年法律109号）
- (7) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (9) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (10) 下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知
- (11) 下水道事業における企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-（公益社団法人日本下水道協会編）
- (12) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室準公営企業室）
- (13) 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針
- (14) 公営企業の経理の手引き
- (15) 名護市が制定を予定している会計規程等

- (16) 名護市長期継続契約に関する条例及び名護市長期継続契約取扱規程
- (17) その他の関係法令、規程、規則等

(担当者等)

第5条 本業務を受注する者「以下（受注者）という。」は、本業務の処理にあたっては、その特質を理解するとともに、専門的知識及び経験を有する担当者を配置するものとする。

(業務処理期間)

第6条 本業務を処理する期間は、次のとおりとする。

- (1) 構築業務 業務委託契約の締結の日から平成32年3月31日まで(仮稼働含む)
 - (2) 運用業務 本稼働 平成31年10月1日から平成36年9月30日まで
ただし、本稼働に係る運用・保守費用については別途契約とする。
- 2 本業務を処理する期間における工程の概要は、次の表に定めるとおりとする。

工程		期 間
1	システムの構築 (仮稼働・操作研修含む)	業務委託契約の締結日から 平成32年3月31日まで
2	平成32年度当初予算作成	平成31年10月1日から
3	平成32年度予算執行	平成32年4月1日から

(業務計画)

第7条 受注者は、本業務の処理にあたっては、名護市と十分な協議を行ったうえで、業務委託契約の締結後15日以内に、次に掲げる書類を名護市に提出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書（本業務の概要及び処理方針を記載すること。）
- (2) 着手届
- (3) 責任者、担当SE等業務体制通知書及び従事者名簿（責任者及び担当SEについて経歴書を含む。）
- (4) 業務委託処理計画表
- (5) 組織表及び緊急連絡表
- (6) 本業務に係る成果品（以下「成果品」という。）の内容を記載した資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、名護市が指示する書類

(工程管理)

第8条 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、業務委託変更計画表を名護市に提出し、承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、本業務の処理に関して知り得た名護市の業務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の終了後も、同様とする。

- 2 受注者は、本業務の完了後、名護市が指示するところにより、名護市が貸与する資料を名護市に返還し、又は廃棄しなければならない。

(転用の禁止)

第10条 受注者は、本業務の処理に関して知り得た各種の情報について、名護市の承諾を得ないで、第三者に漏らし、若しくは提供し、又は本業務の処理以外の目的のために使用してはならない。

(事故への対応等)

第11条 受注者は、本業務に伴い事故が発生したときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、当該事故の原因、経過、内容等について、名護市に報告しなければならない。

(関係者との協議)

第12条 受注者は、本業務処理にあたって関係者又は関係官公庁との協議を要する場合は、遅滞なくその旨を名護市に申し出て、名護市の指示を受けなければならない。

(疑義等の処理)

第13条 本業務の処理に関し、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義等を生じた事項については、名護市と受注者との間で協議を行い、当該協議が成立しないときは、名護市の指示に従うものとする。

(打合せ等)

第14条 名護市及び受注者は、本業務の着手前に、本業務の内容及び仕様の確認を行うものとする。

- 2 名護市及び受注者は、本業務を適正かつ円滑に処理するため、定期的な打合せを行い、本業務の遂行における課題、提案事項等を協議するものとする。
- 3 受注者は、前項の打合せの日から10日以内に、当該打合せにおける協議の内容について、議事録を作成しなければならない。
- 4 名護市及び受注者は、前項の議事録を確認の上、それぞれ1部ずつ保有するものとする。

(検査及び完了)

第15条 受注者は、下水道事業に係る構築業務の処理に関し、平成30年度において名護市の中間検査を受けるとともに、平成31年度においては、成果品を納入し、名護市の最終検査を受けなければならない。

- 2 構築業務は、前項の検査の合格をもって完了するものとする。
- 3 構築業務の完了後であっても、成果品に、不良、不備、誤りその他の是正すべき事項が発見された場合は、受注者は、名護市の指示に従い、速やかに、責任をもって当該事項を是正しなければならない。この場合において、当該是正に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(委託料の支払)

第16条 名護市は、下水道事業に係る構築業務等に関し、受注者が前条第1項の中間検査に合格したときは、受注者に対し、出来高に応じて、業務委託契約に定める支払限度額の範囲内で、委託料の一部を支払うものとする。

- 2 名護市は、下水道事業に係る構築業務等に関し、受注者が前条第1項の最終検査に合格したときは、受注者に対し、委託料の総額から前項の規定により既に支

払った委託料の額を控除して得た額の委託料を支払うものとする。

(費用負担)

第17条 本業務の処理に要する費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として、受注者の負担とする。

2 受注者は、業務委託契約の期間中に関係法令、規程等に改正があった場合であっても、原則として、新たな費用を発生させることなく、対応するものとする。

(契約)

第18条 名護市及び受注者は、本仕様書の内容に従い業務委託契約を締結するものとする。ただし、下水道事業に係る業務について、構築業務等の委託契約と運用・保守業務の契約は、別に締結するものとする。

(契約変更の報告)

第19条 受注者は、本業務の処理において、業務委託契約の内容を変更する必要があるときは、直ちに、その旨を名護市に報告しなければならない。

(再委託等の禁止)

第20条 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ、名護市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本業務のうち、個人情報の取扱いを伴う業務については、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第2章 公営企業会計システム構築業務

(作業項目)

第21条 構築業務における主な作業項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) システムの構築
- (2) 会計事務に必要な帳票の作成
- (3) ソフトウェアの納入、設置及び設定
- (4) 機器の納入、設置及び設定
- (5) ネットワーク（庁内LAN）との接続
- (6) 既存の財務会計システムのデータの移行及び初期データの作成
- (7) システムの動作テスト
- (8) システムの操作及び運用に係るマニュアルの作成
- (9) 担当職員に対する研修の実施
- (10) 前各号に掲げるもののほか、構築業務に必要な作業

(システムで処理する業務の概要)

第22条 システムで処理する業務の概要は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第4条に定める関係法令、規程等及び公営企業会計の原則に基づき処理するものとする。

- (1) 基本システム

- ア 予算編成
 - イ 予算管理
 - ウ 収入管理
 - エ 支出管理
 - オ 資金管理
 - カ 決算管理
 - キ 債権者管理
 - ク 消費税計算
 - ケ 日次・月次処理
 - コ 繰越予算
 - サ 監査資料作成
 - シ マスタ管理その他業務に付随するもの
- (2) 企業債管理システム
- (3) 固定資産管理システム

(システム等の構築)

第23条 受注者は、システム及びデータの構築に先立ち、予算科目の分類マスタなどの基本データの設定を行うものとする。この場合において、当該基本データの設定にあたっては、名護市と十分協議し、その承諾を得るものとする。

- 2 システムの構築にあたっては、引き渡しまでに必要なテストを計画し、及び実施するものとする。
- 3 受注者は、業務委託締結後、速やかに仮稼働計画書を名護市に提出し、その承認を受けるとともに、仮稼働完了後に、結果報告書を名護市に提出するものとする。

(セキュリティの要件)

第24条 システムに必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの設計及び設定にあたっては、セキュリティ対策及び災害に対する対策を十分に考慮し、安全性及び信頼性のあるシステムを構築しなければならない。また、システムには、非公開情報等の方法の漏えい、改ざん等に対するセキュリティ機能を備えるものとする。

- 2 個人情報の保護については、名護市個人情報保護条例及び名護市情報セキュリティポリシーの規定を適用する。特に、本業務で取り扱う情報資産は、個人情報を含むものであることを十分に留意しなければならない。
- 3 システムは、指定したクライアントPCのみがアクセスできるものとし、指定外のクライアントPC及び運用関係者以外の第三者からアクセスできない仕組みを構築しなければならない。
- 4 システムは、ユーザごとの操作等のログを取得し、監視機能（システムログ及びアクセスログ）を持つものとする。

(環境要件)

第25条 パソコン及びプリンタ等は既存機器を使用すること。その他必要な機器については、過不足なく選定すること。

(1) クライアント環境

- ア 端末数 最大13台（下水道事業5台、水道事業8台）

ただし、組織統合等により契約時に台数を変更する
場合がある。

イ OS	Windows7 Professional 32ビット Windows8.1 Windows10
ウ 総合オフィスソフト	Microsoft Office Standard 2010 Microsoft Office Standard 2013 Microsoft Office Standard 2016
※エ以下のPCのスペックについては既存のPCのうち最低スペックを記載する。	
エ プロセッサ	Intel(R)Core(TM)i3-3120M CPU
オ メモリ	2GB
カ ハードディスク	250GB
キ ブラウザ	Internet Explorer11

(システム構築作業要件)

第26条 作業にあたっては、同一のネットワーク上で稼働する他の業務システム等の運用に支障を来さないように、他の業務システムを管理する事業者と十分に協力しなければならない。

- 2 他の業務システムの運用に支障を来した場合は、名護市及び他の業務システムを管理する事業者と協議の上、速やかにその障害を取り除くとともに、名護市に結果報告書を提出しなければならない。
- 3 サーバに関する設定の内容については、その内容を取りまとめたサーバ設定内容一覧を作成し、設定作業完了後、これを名護市に提出しなければならない。
- 4 クライアント設定については、作業完了後、設定作業等結果報告書を作成し、名護市に提出しなければならない。
- 5 ネットワーク機器については、その構成を明確にしたネットワーク構成図及び設定内容を取りまとめたネットワーク機器設定内容一覧を作成し、設定作業の完了後、これらを名護市に提出しなければならない。

(システムの機能)

第27条 システムは、第22条に定める業務の処理に必要な機能を満たすものとし、その主な機能は、次に掲げるとおりとする。

(1) データの登録及びシステム編集機能

ア 予算管理機能

- ・ 予算管理機能として、当初予算及び補正予算の管理、繰越し、流用及び充用の処理を行うことができること。
- ・ 予算編成機能として、事務事業別の予算の要求及び査定並びに予算書及び関連資料の作成を行うことができること。

イ 収入管理機能

- ・ 調定処理及び調定変更処理に対応することができること。
- ・ 収納処理（収入伝票及び納入通知書の作成）に対応することができること。
- ・ 予算執行を伴わない収入（前受金など）の納入通知書を発行することができること。

ウ 支出管理機能

- ・ 伝票作成時に、予算の残高及び執行状況を確認することができること。

- ・予算を超えた伝票作成を行おうとする場合は、適切な警告等を表示することができること。
- ・支払処理は、口座振込みに対応し、総合振込依頼書の帳票作成、全銀協フォーマットの帳票及びFDの作成並びに公衆回線を利用したデータ転送に対応することができること。

エ その他の出納

- ・予算執行を伴わない振替伝票を作成すること。
- ・複数の仕訳を一の伝票に併合することができること。
- ・予算科目の更正を行うことができること。また、必要に応じて振替伝票を作成することができること。
- ・未払金計上等の振替伝票において、年度を超えた消し込みに対応することができること。

オ 資金管理機能

- ・収入予算執行及び支出予算執行と連動して口座残高の管理を行い、資金残高の随時把握を可能とすること。
- ・システムに蓄積された収入及び支出の実績情報と、収支予定情報を登録することにより、資金予算表及び資金の運用計画を作成することができること。
- ・一時借入金の管理（借入及び返済を行うことができること。）

カ 決算管理機能

- ・決算管理機能として、建設改良費について翌年度以降への予算繰越処理及び負担行為繰越を行うことができること。
- ・減価償却費、資産減耗費、借受及び仮払消費税及び剰余金処分の処理を行うことができること。
- ・決算支援機能として、決算報告書、財務諸表及び決算付属資料を作成することができること。

(2) 出力機能（日常帳票、予定勘定管理及び決算事務）

ア 伝票・帳票出力

- ・次条に定める帳票を出力すること。
- ・予算管理及び資金管理に必要な各種帳票を出力することができること。
- ・日常の会計処理に必要な各種帳票を出力することができること。
- ・月次決算処理に必要な各種帳票を出力することができること。
- ・消費税の計算に必要な各種帳票を出力することができること。
- ・全ての帳票については、事務事業ごとの集計が可能であること。

イ 外部ファイル出力

- ・伝票・帳票等は、任意の出力項目で外部ファイルに出力することができること。なお、出力ファイル形式は、エクセル形式とする。

(3) メンテナンス機能

データ管理上必要なマスタの管理並びに障害などに備えてのデータのバックアップ及び復旧機能を有するものとし、その主な機能は、次に掲げるとおりとする。

ア マスタメンテナンス

データ管理に必要なマスタを整備し、及び管理する。

イ データバックアップ

登録データを外部媒体に保存する。

- ウ データリカバリ
バックアップとして保存したデータをシステムに取り込む。
- エ エラーチェック
ウの取り込みデータの登録漏れのチェックを行う。
- オ ユーザ管理
利用者の操作権限を設定し、システムとデータの保全を図る。
- カ データ管理
OS、データベース及びアプリケーションの3段階においてセキュリティの設定を行う。

(4) ユーザ支援機能

ユーザの効率的なデータ管理を支援するため、必要な入出力インターフェース及びデータ管理機能を有するものとし、その主な機能は、次に掲げるとおりとする。

- ア 類似伝票コピー機能
- イ 固定仕訳機能
予算科目の選択により勘定科目を自動で選択する。
- ウ 税区分仕訳機能
予算科目の選択により税区分を自動で選択し、税率に基づき税抜額を計算する。

(システムの各種出力帳票)

第28条 本システムで作成し、及び出力する帳票は、別表「公営企業会計システム帳票一覧」を参考とする。ただし、詳細な帳票名称及びレイアウト等については、契約後調整することとする。

(財務会計システムからのデータ移行)

第29条 データの取得、移行にあたっては、下水道事業の固定資産データの移行及び設定について、名護市が発注者である「名護市下水道事業企業会計移行に伴う固定資産調査・評価業務」に係る事業者並びに名護市及び受注者で協議の上、データの移行を行うものとする。

2 移行の対象となるデータは、次に掲げるとおりとする。

(1) 移行の対象となるデータ

- ア 債権者情報（現行の財務会計システムにおける件数 約2,500件）
- イ 金融機関データ
- ウ 固定資産データ（下水道事業 約2,610件）
- エ 企業債データ（下水道事業 約150件）
- オ その他データ（契約締結時に調整）

3 名護市は、移行の対象となるデータを電子データで受注者に提供する。

4 受注者は、移行に伴い必要なデータの設定を行うものとする。

5 受注者は、データの移行にあたっては、細心の注意を払い、安全かつ確実に作業を実施しなければならない。

6 受注者は、データの移行について移行計画書を作成し、名護市の承認を得るとともに、当該計画書に基づき、名護市の立会いの下、データ移行検証作業を実施しなければならない。

7 受注者は、移行作業の完了後に移行結果報告書を作成し、これを名護市に提出

しなければならない。

(仮稼働)

第30条 名護市及び受注者は、現行の財務会計システムが行う収入及び支出の処理と同様の処理をシステムで並行して実施し、伝票出力、各種集計等の検証を行うことにより、不具合等を調整するものとする。なお、当該調査の期間は、名護市と受注者が協議の上、決定するものとする。

2 前項の調査の期間におけるシステムの運用及び保守に関する業務の処理に要する費用は、全て構築業務の処理に要する費用に含むものとする。

(作業環境)

第31条 構築業務を処理するために必要となる作業環境（場所、各種サービス及び機器等）は、受注者が準備する。

(作業報告)

第32条 受注者は、構築業務の処理中においては、作業月報、中間報告書等により、構築業務の進捗状況を名護市に報告しなければならない。

(保証)

第33条 受注者は、システムの障害時に迅速な復旧を可能とするサービス体制を確保しなければならない。

2 受注者は、システムの運用期間内において、常に安定した機能を供給するとともに、継続したサポートを実施しなければならない。

3 システムの運用の開始後1年を経過するまでの間に、システムの隠れたかきが発見され、当該かきが受注者の責めに帰するものである場合には、受注者は、速やかに、修正等の対応を行わなければならない。この場合において、当該対応に要する費用は、受注者の負担とする。

第3章 公営企業会計システム運用・保守業務

システム運用・保守業務については、別途契約とするが、以下の通り内容を示す。

(作業項目)

第34条 運用業務における主な作業項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) システムの運用及び保守
- (2) システムのバージョンアップ及び軽微な修正
- (3) 担当職員に対する研修
- (4) システムが安定的に稼働するまでの間の日常業務支援（月例処理、補正予算編成等）
- (5) 平成32年度当初予算作成に係る予算書及び予算編成関係書類の作成支援
- (6) 平成32年度決算に係る決算書及び決算関係書類の作成支援
- (7) 法改正等に対する対応
- (8) その他業務に必要な作業

(運用及び保守の要件)

第35条 名護市の利用時間は、平日、休日を問わず、原則として午前8時から午後11時までとする。なお、メンテナンス等によりシステムを停止させる必要がある場合は、この限りでない。

- 2 保守対応窓口及び担当者を明確にした保守体制図を作成し、名護市に提出する。
- 3 受注者は、名護市からの電話、FAX、メールでの問合せに即応する。問合せについては、原則として平日の午前9時から午後5時までの対応とする。
- 4 システムの保守作業を行う担当者は、ハードウェア要件による障害又は不具合の発生時に、問合せからおおむね4時間以内に対応するものとする。
- 5 法改正等に伴いシステムを変更する必要がある場合は、原則として受注者の負担において修正ソフト等の提供及び設定作業等を行うことにより、速やかに対応するものとする。なお、大規模な制度改正に伴うシステムの改修については、名護市と受注者とが協議のうえ、費用負担の方法を決定する。
- 6 受注者は、システムの運用の開始後1年間、担当者等による即答が可能な体制を構築しなければならない。
- 7 受注者は、制度改正、バージョンアップ等によりプログラムの変更を行う場合は、名護市が業務確認及び検証を行うためのテスト環境を提供するものとする。この場合において、受注者は、通常のシステムの運用に影響を与えないために必要な準備作業を行わなければならない。

(次期システムへのデータ移行)

第36条 平成36年度に業務委託契約の期間が終了し、次期システムへデータの移行を行う際は、当該期間の終了時に保有する全件分のデータを提供するものとする。

- 2 データの移行(抽出等)に係る費用は、全て運用業務に含むものとする。
- 3 業務委託契約の期間が終了し、次期システムへのデータの移行を行う際は、最新のファイル・レコードのレイアウト及びコード設計書等の必要となるドキュメントを提出するものとする。
- 4 次期システムへのデータの移行を行う際は、次期システムの導入に係る事業者と打合わせを実施するものとする。

第4章 成果品

(製品の引渡し)

第37条 本業務完了後における成果品の検査については、名護市が実施するものとする。

- 2 成果品の引渡しは、前項の検査に合格したときに、完了するものとする。

(成果品の帰属等)

第38条 前条第2項の規定による引渡しのあった成果品の所有権は、全て名護市に帰属する。

- 2 受注者は、名護市の承諾を得ないで、成果品を他社に公表し、若しくは貸与し、又は本業務の処理以外の目的のために使用してはならない。

(著作権)

第39条 成果品の著作権（公営企業会計システムのプログラムに関する著作権を除く。）は、第37条第2項の規定による引渡しをもって、受注者から名護市に移転するものとする。

(成果品)

第40条 成果品は、次に掲げるものとし、提出方法及び提出期限は、名護市との協議により決定する。

(1) 報告書

ア システム構成図

イ ネットワーク構成図及びネットワーク機器設定内容一覧

ウ サーバ設定内容一覧

(2) 操作説明書

ア システム管理者向け操作マニュアル

イ 利用者向け操作マニュアル

(3) 公営企業会計システム 一式

(4) ハードウェア 一式

(5) 成果品データ (CD) 一式

2 受注者は、前各号に掲げる成果品のほか、打合せ議事録、作業月報、中間報告書、その他名護市の指示する資料を名護市に提出しなければならない。

別表（第28条関係）

公営企業会計システム帳票一覧

	区分	帳票名
1	伝票類	収入伝票
2		支払伝票
3		振替伝票
4		調定伺
5		調定変更伺
6		調定兼収入伝票
7		還付決定伺
8		支出負担行為伺
9		支出負担行為兼変更伺
10		支出命令
11		支出負担行為兼振替伝票
12		支出負担行為兼支出命令伺
13		戻入決定伺
14		精算伺
15		納付書
16		支払済通知書
17	執行管理関連帳 票	調定一覧表
18		未収金一覧
19		支出負担行為一覧
20		未払金一覧
21		支払予定表
22		収入予算執行状況
23		収入予算執行計画整理簿
24		支出予算執行状況
25		支出予算執行計画整理簿
26		資金予算表
27		資金予算表明細
28		仕訳帳
29		日計表、月計表
30		総勘定元帳
31		内訳簿
32		残高試算表
33		資金残高表
34		現預金出納簿
35		消費税集計表
36		月次損益計算書
37		月次貸借対照表
38		支払明細一覧
39	予算登録事務関 連帳票（当初・補	予算要求書（当初）
40		予算実施計画（当初）

41	正・予算流用・予算充用)	予算実施計画明細（当初）
42		資金計画（当初）
43		資金計画明細（当初）
44		前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
45		当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
46		貸借対照表明細
47		予定キャッシュフロー計算書
48		予算要求書（補正）
49		予算実施計画（補正）
50		予算実施計画明細（補正）
51		予算流用伺
52		予備費充用伺
53		弾力条項適用伺
54		決算処理事務関連帳票
55	決算報告書	
56	損益計算書	
57	剰余金計算書又は欠損金計算書	
58	剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書	
59	貸借対照表	
60	収益費用明細書	
61	資本的収支明細書	
62	消費税算出表	
63	特定収入内訳書	
64	キャッシュフロー計算書	